

学校吹奏楽における外部指導者システムの確立をめざした一考察 *1 -自治体による試行事例と諸外国のコミュニティ支援システムの比較を参考にして-

新山王政和
Masakazu Shinzano

愛知教育大学教育学部創造科学系音楽教育講座

矢崎 佑
Yu YAZAKI

愛知県西尾市立鶴城中学校

1. 調査の概要と問題点の絞り込み

1.1 本研究の背景

学校吹奏楽では、以前から教師の指導技術や知識不足から生じる指導力不足の問題が懸念されてきた。さらに、ここ数年は学習指導要領改訂による音楽科授業時数の減少を受けて専科の音楽科教員が削減され、活動の維持・存続にも影響を及ぼしつつある。例えば愛知県や名古屋市では、一中学校あたりの教員配置の実態は次の5パターンに整理される。

- (1) 音楽専科教員一名＋他教科の授業も兼任する音楽専科教員
- (2) 全ての音楽専科教員が他教科の授業も兼任する（TTまたはTAも含む）*2
- (3) 音楽専科教員一名＋講師 *3、または非常勤講師 *4
- (4) 音楽専科教員が一名のみ（TT、TAも含み他教科の授業を兼任する場合もある）
- (5) 講師（他教科のTT、TAを兼任する場合もある）、または非常勤講師のみ

これに加えて、少子化に伴う学校運営規模そのものの縮小により在籍教員数が削減されたことを受け、経験の有無を問わず全ての教員が何れかの部の顧問にならざるを得なくなっている。そのためせっかく学校内に吹奏楽経験者がいても顧問を依頼することが難しく、知識や技術、経験の有無に拘わらず音楽専科教員が吹奏楽部を指導せざるを得ない場合が増えている。しかし現実には吹奏楽や合唱等の部活動を経験した音楽科教員は決して多いとは言えず「教えたくても教えられない」場合も少なくない。この動向を予測し、筆者らは日本音楽教育学会第28回全国大会（北教大札幌校）において「近未来、教育現場で学校吹奏楽はどう生き残るのか」というテーマでプロジェクト研究を行ったが *3、現行の教育職員免許法の下では教育臨床科目の増設や国際理解や情報機器の操作、環境等の科目の新設必修、さらに音楽科教育法関連科目の8単位必修化や日本の楽器や伝統的発声法の新設必修により、吹奏楽の指導や部活動の運営に必要な知識や技術を身に付けさせる授業科目の充実については、各大学とも実現が難しい状況にあることが明らかになった。

さらに、構造改革特区の導入による横並びで画一的な教育からの脱却と特色を持たせた新たな学校運営を模索する動きや、学校教育と社会教育との「棲み分け」（学校で教えること、社会教育でも行えることとの分離・明確化と分担）の進捗に伴って、「部活動の地域への移行」や「学社連携スタイル」が試行されるなど、将来的には学校内活動としての部活動そのものの根本的な在り方が議論の俎上に上がってくる可能性を否定できない。そこで今回の調査では、教師の指導を効果的にサポートし、生徒にとっても真に価値ある吹奏楽の活動が確保されるような外部指導者システム（正規学校職員以外の指導者による指導協力体制）導入の可能性を検討した。そして本論では、諸外国のコミュニティによる支援システムも含めた具体的な実践事例の収集とその分析結果の集積を通じて、より良い方法での学外指導者制度の導入とその実施シ

システムの確立の可能性を模索してみたい。

1. 2 教育現場と教育関係者の部活動に対する意識の変化

1990年代前半まで学校教育関係者の中で主流だった「部活動は学校教育から徐々に切り離して社会教育へ移行する」という考え方も、不景気の影響で進まない社会教育資本の整備や、「小さい政府」を目指した三位一体の行財政改革による行政のスリム化の影響を受けて、「地域への学校開放」や「町の学校・地域の学校」という考え方へ変化し、さらに「地域社会・地域住民を取り込んだ学校教育」にシフトしつつある。つまり、以前の「地域社会への移行」から「地域住民のボランティアの活力を学校へ取り込んだ新しい運営スタイル（学社連携）」へ学校教育関係者の意識が大きく変化していると言えよう。事実、各自治体では公的な補助制度を活用した外部指導者の導入が試行されており、例えばS県では1998年度に26市町村645人だった外部指導者を2001年度には45市町村で974人に増員している。このようにこれまで数多くの学校や自治体で試みられてきた外部指導者の導入による成果は、主に次の5点に集約できると言えよう。

- (1) 保護者や地域の中へ指導者を求めたことから、地域に開かれた学校づくりに貢献するとともに、地域住民の中にも「町の学校・地域の学校」としての意識が醸成され、結果として学校教育に対する理解と協力支援体制の構築を誘発した
- (2) 新規採用者抑制による若手教員不足や教員の高齢化による指導要員不足の影響による部活動の休部や廃部を回避できただけでなく、練習内容や活動も充実・活性化した
- (3) 部活動の顧問教師を対象にした全国規模の調査では「専門的な指導が可能である」と回答した教師の割合は約47%（男性教師:58%、女性教師:約28%）に止まっており、90%弱の顧問教師が「外部指導者を活用したい」と回答している。この結果から、顧問を務めている教師の大部分が、自分の専門的指導レベルに拘わらず外部指導者を活用したより専門性の高い指導や活動の活性化を強く望んでいることが窺える
- (4) 顧問教師の約23%が「校務が忙しくて思うように指導できない」と回答している。他の意識調査では、約53%の生徒が一日あたりの活動の時間は2～3時間であると回答しているのに対して、約48%の顧問教師が部活の指導にあたる時間は1～2時間に止まっていると回答している。つまり活動時間の約半分は生徒だけで活動が行われており、顧問教師自身も校務や生徒指導等に忙殺されて指導したくても指導に行けないという実態が浮き彫りにされた。外部指導者には校務が無いことから、より密度の濃い指導を期待できる
- (5) 外部指導者には正規教員のような転勤や、年度毎に変化する教員構成の影響を受けた他の部活動顧問への転部などが無いことから、継続性のある安定した指導を期待できる

1. 3 外部指導者を導入するためにクリアしなければならない整備条件

前節で記したとおり、これまでの試行では部活動の主体である生徒だけではなく、顧問教師を初めとした多くの教育関係者もこの外部指導者の導入を強く期待していることが明らかになった。しかし、この導入を正規の教育システムの一つとして、つまり公的な制度として確立するためには、少なくとも次の3つの分野にまたがる問題を検討し、解決しなければならないと考える。

- (1) 外部指導者招聘に関わる費用の調達・確保の問題
- (2) 専門的知識や技能を持った人材の養成と、その安定的な確保・供給システムの構築
- (3) 外部指導者導入に関する学校運営上の問題（学校構成員としての問題や、対生徒の指導に

関わる際の問題等)

よって次章では、これらの諸問題の解決法を検討する一方策として、英国、スイス、ドイツ、米国ワシントン州で行われている事例を取り上げて、子ども達の音楽活動（吹奏楽や brass バンド）に対して地域やコミュニティがどのような支援を実施しているのか、できるだけ具体的なレベルで調査を行い、さらに第3章では日本における部活動運営の実態を整理することによって、より現実的な視点からその実状を分析するとともに外部指導者導入に関わる諸問題を解決するための道筋を見極めてみたい。

2. 英国、スイス、ドイツ、米国ワシントン州における子ども達の音楽活動に対するコミュニティによる支援制度の具体的事例に関する調査

それぞれの国で実施されている支援事例を取り上げて、資料の収集・整理やインタビュー、あるいはメール交換等を通してその実状をできるだけ現実的な視点から調査し、その結果を次の5ポイントに従って整理した。

- (1) 最も普及率の高い演奏活動の形態（吹奏楽、または brass バンド）
- (2) 公教育（学校教育の範囲内）で行われる管楽器指導の様子
- (3) 子どもが管楽器の指導を受けることができる最も一般的な場所（機会）
- (4) 子どもが管楽器の指導を受けることができる最も一般的な指導者
- (5) それぞれのシステムの特徴、または備考

2. 1 英国における子どもの音楽活動に対するコミュニティによる支援の具体例

ここで分類した各項目の内容については、本章冒頭の項目番号を参照されたい。

- (1) brass バンド
- (2) トラベリングティーチャー（巡回教師、以下TTと略記）による個人レッスンの受講が可能（有料・一部自己負担）
- (3) TTによる個人レッスンと、コミュニティーセンターにおける市民バンド活動
- (4) 学校では専門家をTTとして招く（教育委員会単位の採用者と各学校個別の採用者がある）。コミュニティーセンターには専門の指導員が配置されている
- (5) 伝統的に brass バンドが市民社会に定着しているため子どもが楽器に触れる機会が多いが、学校での専門的指導の提供は不安定。TTや専門的指導者の配置に係る補助金は削減される方向にあり、将来的にはシステムそのものが廃止される危険性も高い

2. 2 スイスにおける子どもの音楽活動に対するコミュニティによる支援の具体例

ここで分類した各項目の内容については、本章冒頭の項目番号を参照されたい。

- (1) brass バンド
- (2) 公教育の授業の範囲内では管楽器の指導は殆ど取り扱われない
- (3) 各町村に設置されている公立音楽学校（放課後学校のようなスタイル）、または青少年育成の為のバンド
- (4) 各町村の公立音楽学校では音楽大学生（卒業生も含む）が専門的レッスンを行う。各カントン（地区）を代表する有力な青少年育成バンドの多くは、プロ奏者による専門的指導を導入している。これらの運営資金の多くは企業等のスポンサーから得ている
- (5) 各カントンを代表する有力バンドが、ほぼ例外なく地域に根ざした青少年の音楽育成に組織的に尽力している

2. 3 ドイツにおける子どもの音楽活動に対するコミュニティによる支援の具体例

ここに分類した各項目の内容については、本章冒頭の項目番号を参照されたい。

(1) 吹奏楽

- (2) 音楽学校（放課後学校のようなスタイル）が一般的だが、これとは別に近年では実業学校のカリキュラムに新設された授業科目「プレーザークラッセ（管楽器の包括的授業）」において、特定の楽器のレッスンを受けることが可能になりつつある（月額30ユーロ程度の自己負担で、週2回の合奏授業と週1回の公立音楽学校教員による専門レッスンを受けられる場合が多い）
- (3) 公立音楽学校でのレッスンは最も一般的。各地域の楽友協会が運営する市民バンドが初心者を受け入れて指導している場合も少なくない
- (4) 公立音楽学校では、教員が中心となって一部上級生や卒業生のサポートも受けながら指導にあたる。各地域の楽友協会が運営する市民バンドではプロ奏者による専門的指導を導入している場合が多い
- (5) ドイツは学制や修学システムが複雑で一般的な例を示すことが難しいのだが、音楽学校以外の実業学校のカリキュラムに近年「プレーザークラッセ（管楽器の包括授業）」を新設する動きが見られるのが興味深い

2. 4 米国ワシントン州の場合における、子どもの音楽活動に対する公教育からの支援制度とコミュニティによる支援の一事例

ここに分類した各項目の内容については、本章冒頭の項目番号を参照されたい。

(1) 吹奏楽

- (2) 学校の授業において音楽科教師から学ぶ場合が一般的。米国のほぼ全ての州では、音楽科教師になるためにはまず音楽教育学部で専門教育を受けて音楽教育学士の学位（教員基礎資格、日本の教員免許に相当）を取得した上で、さらに吹奏楽の授業を担当するために必要なバンドマスター（以下、BMと略記）の資格を取得しなければならない
- (3) 学校の授業で習うのが最も一般的。プロオーケストラが企業等のスポンサーからの支援を受けて青少年育成の為に設置したユースチーム（ユースオーケストラやユースバンド、ジュニアバンド等、多種）ではプロ奏者から専門的指導を受けることも可能
- (4) 必ずBMの資格を有する音楽科教員が指導にあたる。他教科の教員や外部指導者が指導にあたることは殆ど無い。ユースチームではプロ奏者が指導にあたる
- (5) 指導にあたる教員の資格制度が厳格で、資格取得も厳しい。そのため州や学校によっては、各地区教育委員会が採用した指導者をトラベリングティーチャーとして各校へ派遣する場合や、短期契約の補助教員を雇用する例も少なくない。近年では、主に財政的な理由から吹奏楽の授業を廃止してジュネラルミュージックやコーラス等のあまり経費のかからない授業へ整理・統廃合される例が続出している。

ここで、米国教育制度の特徴であるバンドマスター（以下、BMと略記）の資格について、ワシントン州の例をあげて補足しておきたい。ワシントン州においてBM資格を取得するためには、まず音楽教育学部で専門教育を受けて音楽教育学士の学位を取得した上で、BM取得の為に追加プログラムを履修することになる。この追加プログラムには吹奏楽で用いられる全ての楽器に関する基礎知識（運指や楽器の構造）と基礎演奏技法などのより実践的な科目も含まれ、これらの必要な全ての単位の修得と教育実習を経た上でまず臨時教員免許（仮免許に相当する）の資格を受ける。その後、教育現場に於いて教職経験を積みながらさらに一定期間大学

で講義（リカレントや集中スクーリング等）を受講することによって普通免許に相当する資格を取得することができる。しかしこの資格は生涯有効というものではなく、資格取得後も一定期間ごとに大学において指定された講義を受講して資格を更新・維持する仕組みになっている。さらに吹奏楽活動が活発な州では、資格取得後10年以内に音楽教育学修士の取得を必須として課している場合もあるという。吹奏楽の授業は必ずこのBM資格を有する音楽科教員が担当しなければならない為、各学校には最低でも一名以上のBMが必要になる。そのため多くの音楽科教員はこのBM資格も併せ持っている。

3. 日本における学校吹奏楽の運営面の実状と、外部指導者活用に向けた試行情例

次に、日本の子ども達が管楽器や吹奏楽を体験することができる最も一般的な場であり、かつ中心的な役割を果たしてきた学校吹奏楽の運営実態について、部活動運営費用の確保の方策と、公的制度を活用した外部指導者導入の可能性の模索という、二つの視点から探ってみたい。

3. 1 部活動運営費用の調達と、公的制度を活用した補助の模索

3. 1. 1 学校予算の枠内で確保される部活動運営費

一般的に、学校からは年間に数万円から十数万円の範囲で配分され、これに加えてPTAの予算からの補助が年間に数万円から十数万円の範囲で配分されているケースが多い。さらに、多くの学校では部保護者を組織してヶ月あたり数千円の会費を徴収することで、部活動運営費用の不足を補っている。その中の一部が外部指導者招聘費用に充てられている。しかしこれ以外にも、コンクール参加費用（遠征費用）や演奏会等の実費と、講習会参加費や外部指導者によるレッスン代の一部が生徒個人の負担になる。つまり、日本の学校吹奏楽の活動は、学校内教育活動の一つでありながら、その大部分を生徒の個人負担に頼った形で運営されていることになる。

3. 1. 2 市町村単位による部活動運営費用への補助

一部の自治体では、外部指導者招聘に的を絞った補助を行っているケースもあるが、この場合でも外部指導者への謝礼は図書券や地域振興券（地元商店街の買物券）のような現金以外の形で支払われることが少なくない。このいわば現物支給による謝金の支払いが、優秀な外部指導者の安定的な確保を難しくする要因にもなっている。その理由の一つに、現在ではまだその費用の出所が確立しておらず、その場その時の状況に応じて様々な予算枠を拡大解釈して、使える所（予算）・出せる所から費用を捻出して引っ張り出してきているため、直接現金での支払いを困難にしている、という事情がある。しかしこの苦肉の策による補助ですら、今後は部活動の外部指導者派遣に対する補助ではなく、「総合的な学習の時間」や学内行事としての演奏会や講演会等の講師派遣に対する補助にシフトしようとする傾向が強くなっている。

3. 1. 3 都道府県単位による外部指導者招聘費用の確保

本論冒頭で紹介したS県の事例のように、1990年代以降独自の補助事業を整備する都道府県が増えている。しかし現実には「（派遣外部指導者の）増員どころか現状維持がやっと。そもそも、文化部の外部指導者に県が補助していることが知られば新たな補助の問い合わせが殺到するので表には出せない（教育委員会関係者談）」のように、今後は今確保されている予算の担保ですら難しくなっていくであろう。それどころか将来的には三位一体の行財政改革による「行政のスリム化」の影響を受けて、その制度や整備計画そのものが白紙に戻されてしまう可能性も否定できない。そこで、国が推進している整備計画や事業に都道府県単位で参画しこれを活用しようとした試みも行われている。代表的な例として、文部科学省による整備計画へ

参画した事例と厚生労働省による補助事業を活用した事例を紹介するが、これらのケースも今後は部活動に絞った補助だけではなく「土曜日チャレンジ学習（サタデープラン）」などの学校週5日制に対応した事業等へ、補助の中心がシフトしていってしまう可能性を否定できない。

3. 1. 4 文部科学省による整備計画に参画した事例

文部科学省では「スポーツエキスパート活用事業」により外部指導者派遣費用を補助する計画を試行中であるが、これは主に運動部への指導者派遣を目的としており、将来的には各地区単位で「総合型地域スポーツクラブ（仮称）」を整備し、そこへ派遣する専門指導員に係わる費用を補助しようとしたものである。これらの補助の実態は運動部に対するものが大部分であり、これはスポーツの分野はタテ組織が充実していることに依るものである。具体的には2001年度に11,043校が加盟していた日本中学校体育連盟は、その上部組織である日本体育協会を通じて各自治体の保健体育課や社会教育課だけではなく文部科学省のスポーツ・青少年局企画・体育課に対しても組織としての要望を積極的に行い、広く社会に対しても世論形成や啓発活動を行っている。文化部や音楽関係の分野でも、高等学校レベルだけに限定すれば「高文連」が組織されているが、残念ながら組織内部だけの諸行事の開催や活動に止まっており、体育関係の分野のように行政や社会に対して組織だった働きかけを行ったり、社会に対する広報活動を行うことはほとんどない。つまり行政に対して一つの組織として責任をもって交渉を行う「窓口」が、実質的に音楽の分野に存在していないことになる。

3. 1. 5 厚生労働省所管の「緊急地域雇用特別交付金事業」を活用した事例

この制度は不況による未就職者への雇用対策を目的にして厚生労働省が創設したもので、これを学校教育分野へ拡大適用して部活動外部指導者派遣事業に結びつけた例がある。既に平成12年度からO県、E県、M県S市がこの制度を活用した部活動への外部指導者派遣事業をスタートさせたが、この補助を受ける上での制度上の制限は次の5点であった。

- (1) 応募者は未就職者（公務員・会社員・自営業以外の人）に限ること
- (2) 中高年齢層の非自主的の失業者と、学卒未就職者を優先的に採用すること
- (3) 任用期間は6ヶ月以内とすること
- (4) 任用は一人1回限りとし、更新や再任用は不可とすること
- (5) 任用期間中の身分は臨時職員の取り扱いとなり、職員としての就労上の制約を受ける

実際にこの制度を活用して中学校部活動へ外部指導者を派遣したM県S市では、その制度の実施にあたって市独自の運用基準や運営上の規定を次のように策定している。

- (1) 応募者の資格は、未就職者（公務員・会社員・自営業以外の人）で、該当する部活動に関する専門的知識と技能を有する者とする
- (2) 部活の指導だけではなく、S市臨時職員として職務を遂行する上で必要な講習（指導主事講習も含む）や研修を受け、研究会にも参加しなければならない
- (3) 任用期間は各年度4/1から9/29、又は10/1から3/30のいずれかとし、再任用は不可
- (4) 一回あたりの指導時間は2時間とする
- (5) 1時間あたり ¥1,800 の賃金を支払う
- (6) 任用期間中に計75回の指導を行うこと（平均週3日に相当する：筆者注）
- (7) セキュリティ確保のため、学校内では名札又は腕章を必ず着用する

3. 2 各種組織・団体による吹奏楽部外部指導者養成の取り組み

ここ数年、各自治体では地元の大学等とタイアップした社会教育講座や生涯教育講座の一環として指導者養成講座を開催しており、その講座や講習会を修了した人を中心とした「人材バ

ンク」の整備と充実を図る試みも行われている。その先駆的な事例として、T県においては10年以上前から県が主体となって公共の施設と県職員や教員、教員OBを活用した指導者養成に継続して取り組んでおり、最近ではその成果が「チャレンジスクール」の開設へと繋がっている。しかしこれらの多くは無償ボランティアを前提としており、この無償でのボランティアという問題が優秀な人材を安定的に確保することを難しくしてしまっている。これ以外にも、吹奏楽連盟では以前より指導者養成の取り組みを行っており、企業から協賛を受けた全国規模の指導者養成キャンプも永く継続されている。また、新しいものでは、日本管打・吹奏楽学会を中心として人材養成と人材バンクを併せ持った形での講座開設も検討されている。

3. 3 外部指導者制度導入に際して、学校運営上クリアしなければならない問題点

現在の学校教育現場は教職員がチームとして動いているため、外部指導者と学校との関わりにおいて、次のような問題点を早急にクリアしなければならないと考える。

- (1) 学校内に正規の職員以外の人間が恒常的に立ち入ることになるため、セキュリティの確保と危機管理（突発的災害や事故も含む）の為に具体的な対応防止策や、非常時や緊急時の行動マニュアルを作成しなければならない
- (2) 外部指導者に「組織人」としての学校運営組織への適応力と自覚が求められる
- (3) 外部指導者に学校の教育方針や教育方法を理解し適応する能力と自覚が求められる
- (4) 外部指導者には指導上のケガを補償する制度が無い、または曖昧である
- (5) 外部指導者の任用期間の設定、任用更新の可否（指導者としての資質の適否）を判断する規程が無い、または曖昧である
- (6) 外部指導者の人権を保護する制度（パワーハラスメントやセクシャルハラスメントへの対応防止策）が無い、または曖昧である

さらに、外部指導者自身も次のような対生徒の指導に関わる問題点に留意するとともに、その対応策を予め作成・整備するように学校側へ要求しておくべきである。

- (1) 教育者の一員であることを自覚し、学校教育現場の構成員の一人として責任ある行動をとる
- (2) 生徒の心身の発達に関する基礎的な知識を身に付け、様々なシチュエーションに応じた適切な指導技術や指導能力を身に付けるように努める
- (3) 生徒理解や生徒の心身の状態を把握する為に必要な知識を身に付け、指導技術や指導能力を身に付けるように努める
- (4) 顧問教師と外部指導者の役割分担や指導上の分担を明確に区分し、外部指導者が生徒の生活そのものに係る生活指導の分野に立ち入ったり、生徒のプライバシーに関わる問題にまで踏み込んでいかないように十分注意する
- (5) 学校内での外部指導者の立場を明確にもらい、設備・備品等の金銭面や物品面でのサポートだけでなく、精神面でのサポートやケアの体制も整備してもらう
- (6) 非常時や緊急時の生徒の指導（避難誘導）マニュアルを作成・整備してもらう

よって、緊急的課題としてこれらの問題に対応した「共通の基準や約束ごと」、つまりガイドラインが早急に作成されなければならない。そして外部指導者制度実現化に向けて、まずは日本管打・吹奏楽学会や全日本吹奏楽連盟を初めとした吹奏楽関連の学会や諸団体だけではなく日本音楽教育学会や全日本音楽教育研究会（全日音研）等の音楽教育・学校音楽教育関連の学会や諸団体とも協力して、合同調査や協同プロジェクト、共同研究等を通じて連携を深めていくことが、我々に課された当面の行動目標であろう。

4. 本論文のまとめ

学校吹奏楽を取り巻く諸問題のうち現在最も重要度が高いと考えられる課題は、学校教育現場の「部活動の地域移行」から「学社連携（融合）」という意識の変化に敏感に対応した「学校（教師）と保護者を含むボランティア指導者やスクールサポーターが有機的に結びついた協力支援体制」の構築、つまり学校側が生涯学習とタイアップした指導者要員を学校の内外から確保するシステムを如何にうまく作ることができるのか、ということであろう。その際、日本では「ボランティア＝無償ボランティア」と捉えてしまいがちなこの制度について、例えばアメリカのトラベリングティーチャーやスクール・ボランティアの制度、あるいはヨーロッパ諸国での学校教育と地元公立音楽学校との関係がどのように整備されているのかについて、関連学会や諸団体により協同プロジェクトや共同研究等の大規模な調査が行われ、その分析結果を踏まえて日本の現状により合致したガイドライン作りに取り組むべきである。そして外部指導者導入試行の成果を広く社会へ情報発信し、教育政策に対する世論形成や醸成にも積極的に関与すべきであると考え。その積み重ねによってのみ、「責任ある交渉の窓口」として行政や社会からも広く認知され得る組織作りに繋がっていくものと思われる。この面において、学術研究団体としての性格も併せ持つ日本管打・吹奏楽学会が、今後、関連諸団体や学会の間で連絡調整を行う連絡協議会的な役割を果たしていくことを期待したい。

音楽科の授業時数がさらに削減されようとしている中、部活動の枠を超えて学校内教育活動の一環として吹奏楽を初めとした音楽関係の部活動がどのように子どもと関わることができるのか、大きな期待が寄せられている。このような状況において、子どもにとって真に意義のある活動を効果的にサポートし得るような有為な人材の養成や有意義な外部指導者制度が、今後、関連学会や諸団体の協力によって早急に整備されることを期待する。

[注、および引用文献]

- *1 本論は、資料の収集と現地取材等によるデータの収集・整理、および一次分析を矢崎が担当し、二次分析とそれに基づく考察、および本論文の執筆を新山王が担当した
- *2 TTは複数の教師によって授業を行うチームティーチング、TAは補助教員を加えて授業を行うティーチングアシスタント。現在では多くの学校で一般化している
- *3 正規の教員と同じように常時勤務する期限付契約（または臨時採用）の教員
- *4 授業だけを担当する非常勤（または時間契約）の教員
- *5 日本音楽教育学会第28回全国大会（北海道教育大学札幌校、1997年）：課題研究C「近未来、教育現場で学校吹奏楽はどう生き残るのか」、コーディネータ：新山王政和、シンポジスト：塚田靖、有道惇、北山敦康。報告書は日本音楽教育学会学会誌「音楽教育学第27-4号、1998」に掲載

[参考文献、および資料]

- * 音楽之友社、バンドジャーナル2003年10月号
- * 国立教育政策研究所、2002、「諸外国の教育課程」
- * S市教育委員会、2001、「21世紀の部活動に向けた21の提案、望ましい部活動の在り方」
- * S市教育委員会、2001、「平成13年度緊急地域雇用特別対策事業「部活動外部指導者派遣事業」部活動外部指導者研修会研究協議（まとめ）」
- * 新山王政和・矢崎佑、2003、「外部指導者の導入による学校吹奏楽の新たなスタイルとその問題点」—学校や部活動の運営サイド、生徒や保護者サイドに視点を絞った実態調査に基づいて—、平成15年度全日本音楽教育研究会全国大会・第45回北海道音楽教育研究大会旭川

大会研究紀要

- * 新山王政和、2004、「学校吹奏楽における新しいスタイルによる外部指導者導入の問題点と今後の課題」―招聘費用の確保、人材養成、学校や部活動の運営面を視点とした考察―、平成15年度全日本音楽教育研究会大学部会誌
- * 新山王政和・矢崎佑、2004、「外部指導者の導入による学校吹奏楽の新たなスタイルとその問題点」―学校や部活動の運営サイド、生徒や保護者サイドに視点を絞った実態調査に基づいて―、平成15年度全日本音楽教育研究会全国大会・第45回北海道音楽教育研究大会旭川大会集録
- * 日本管打・吹奏楽学会、2002、「社会人のためのバンドディレクター養成講座（仮称）実施内容〈素案〉」
- * 矢崎佑、2004、「学社・学外連携および生涯学習を視野に入れた学校吹奏楽の新しいスタイルについての一考察―英国、スイス、ドイツ、アメリカ、および日本の制度に関する調査に基づいて―、愛知教育大学大学院教育学研究科修士論文
- * 文部省、1997、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」
- * 文部省、1999、「みんなでつくる運動部活動」
- * 文部省、1999、文部時報（平成11年6月）
- * 読売新聞、2001年3月19日付特集記事
- * 読売新聞、2003年4月18日付特集記事
- * John Paynter, 2002, “Music in the school curriculum: Who bother?”, British Journal of Music Education, Vol.19
- * 2003年5月の合歓バンドクリニックへ招待演奏参加したプラスバンド・ビューグルムジーク・ルチェルンの指揮者であるルートヴィヒ・ヴィッキ氏（Ludwig Wicki）へのインタビュー取材
- * 2003年7月にドイツで現地視察調査を行われた北海道浅井学園大学の菅原克己氏から提供して頂いた資料
- * 米国ワシントン州キング郡JUANITA High Schoolでバンドマスターを務めているブルース・ガッゲセル氏（Bruce Gutgesell）とのメール交換による取材

プロフィール

[新山王 政和・プロフィール]

<http://www.ongaku.aichi-edu.ac.jp/shinzanou/html>

愛知教育大学教育学部創造科学系音楽教育講座助教授。専門：音楽科教育学・ファゴット。吹奏楽分野関連の近著：「指揮基本動作における初心者と熟達者の動作タイミングに関する分析的研究―拍点と打点の関係、及び速度変化に基づく指揮基本原則の再考察―」（レフェリー合格論文）、日本音楽教育学会会誌「音楽教育学第34-2号2004」。また、2004年に（株）コミュニケーションルタ・テクノロジーセンターより研究論文優秀賞を受賞した

[矢崎 佑・プロフィール]

静岡県富士宮市立富士宮第二中学校、米国ワシントン州キング郡JUANITA High School、愛知教育大学教育学部中等教員養成課程音楽専攻卒業、及び同大学大学院教育学研究科芸術教育専攻音楽科教育学領域修了。現在、愛知県西尾市立鶴城中中学校教諭。専門：打楽器。氏は、

JUANITA High School在校中には当校スクールバンドだけではなくシアトルシンフォニーの下部組織であるシアトルユースシンフォニーにも所属して演奏活動を行い、さらに愛知教育大学在学中は愛知教育大学吹奏楽団に所属し、打楽器奏者のみならずトレーナーや指揮者として活躍していた。また在学中より多くの学校において合奏や打楽器の指導支援を行うとともに、合唱等の他の分野においても積極的に活動支援を行っていた